

(一社)武蔵野青色申告会一人親方建設業組合

一人親方労災保険のご案内



一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者 およびその事業に従事するものであっても労働者でない者をいいます。

例えば、

- ひとりで建設業を営んでいる方
- 家族だけで建設業を営み、現場に出ている方
- 労働者を扱っていない法人の取締役で現場に出られる方
- 建設業を営みアルバイトを年間100日未満しか使わない方



仕事中のケガなら治療費は自己負担0円！休業・障害・遺族補償も充実！！

労災保険料は、給付基礎日額に応じて、11段階から選べます。

給付基礎日額	年間保険料		年間組合費		年間支払額
3,500円	24,263円				32,263円
4,000円	27,740円				35,740円
5,000円	34,675円				42,675円
6,000円	41,610円				49,610円
7,000円	48,545円				56,545円
8,000円	55,480円				63,480円
9,000円	62,415円	+	8,000円	=	70,415円
10,000円	69,350円				77,350円
12,000円	83,220円				91,220円
14,000円	97,090円				105,090円
16,000円	110,960円				118,960円
18,000円	124,830円				132,830円
20,000円	138,700円				146,700円

※(一社)武蔵野青色申告会へ加入していない方は、別途『申告会会費』16,000円が必要です。

建設業組合の一人親方労災保険は国に認可されている労働者災害補償保険制度です。
もしもの事故に備えて、国からの補償があり本人はもちろん家族にとっても安心な
一人親方労災保険制度を是非ご利用ください。

お問い合わせはこちら

TEL0422-53-8665 FAX0422-51-0826 (一社)武蔵野青色申告会一人親方建設業組合 (担当:小田原)

労災保険給付の一覧

保険給付の種類		こういときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付		業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき)	必要な療養の給付	—
療養給付		業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき)	必要な療養費の全額	—
休業補償給付 休業給付		業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害 (補償) 給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族 (補償) 給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1)遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2)遺族補償年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料		業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	—
傷病補償年金 傷病年金		業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1)傷病が治っていないこと (2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付		障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,730円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が56,790円を下回る場合は56,790円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,370円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,400円を下回る場合は28,400円。	—
二次健康診断等給付		定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があるとき	二次健康診断。 特定保健指導 二次健康診断の結果に基づく医師又は保健師の保健指導	—

注1)「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るものです。

注2)表中の金額等は平成22年4月1日以降のものです。